都城市太陽光発電設備の

設置に関するガイドライン

令和２年４月１日

都城市

目次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．国のガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．市のガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４．定　義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５．本ガイドラインの適用対象の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・２

６．適切な事業実施のために必要な措置・・・・・・・・・・・・・・・２

　（１）関係法令等の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　（２）地域との関係構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　（３）設計・施工時における周辺環境への配慮・・・・・・・・・・・４

７．太陽光発電設備の適切な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

８．発電事業終了後の発電設備の処理・・・・・・・・・・・・・・・・５

９．関係機関への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

10．市の施策への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

11．適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

都城市太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

１．はじめに

固定価格買取制度が創設されて以来、再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも太陽光発電を中心に導入が拡大しています。

太陽光発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、一方で、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化しています。

２．国のガイドライン

　固定価格買取制度における適切な事業実施等を図るため、2016年6月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）が改正され、再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」という。）を認定する新たな認定制度が創設されました。

太陽光発電事業者がFIT法等に基づき遵守が求められる事項及び法の目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項については、国が事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、その内容を示しています。

国のガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）に規定する措置が講じられることがあります。

なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、FIT法第12条（指導・助言）等の対象となる可能性があります。

また、国のガイドラインに記載する事項については、全て発電事業者の責任において実行すべきものであるとされています。

３．市のガイドライン策定の目的

国のガイドラインに記載する事項を遵守するに当たり、都城市内における太陽光発電設備の設置事業に関し事業者等が特に留意すべき事項等を定め、太陽光発電設備の適正な設置を促すことにより、設置場所及びその周辺の地域における災害防止とともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に努め、もって持続可能な地域社会の形成に資することを目的として、都城市太陽光発電設備の設置に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定します。

４．定　義

本ガイドライン中で使用する用語の意義は、国のガイドラインに定めるもののほか、次に掲げるとおりです。

（１）太陽光発電設備：FIT法第２条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源として電気に変換する設備及びその附帯設備をいう。

（２）設置事業：太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。ただし、最大出力が10kW未満の太陽光発電設備を建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第２条第１号に規定する建築物をいう。)の屋根又は屋上に設置するものを除く。

（３）設置区域：太陽光発電設備を設置しようとする土地をいう。

（４）事業者等：設置事業を実施又は設備を所有若しくは管理しようとする者をいう。

（５）地元住民：設置区域に係る自治公民館等及び隣接する自治公民館等並びに設置区域に隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者をいう。

５．本ガイドラインの適用対象の範囲

本ガイドラインは、国のガイドラインと同じく、FIT法等に基づき、事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者及び認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する太陽光発電事業者に適用されます。

上記以外の太陽光発電事業者についても、本ガイドラインを参考に事業を実施するよう努めてください。

６．適切な事業実施のために必要な措置

太陽光発電事業を適切に実施するためには、国のガイドラインで定める遵守すべき事項及び推奨される事項に基づく対策や措置が必要です。国のガイドラインに基づく対策等を実施するに当たり、都城市内において適切に事業を実施するために特に必要な措置として次の具体的内容に取り組んでください。

**（１）関係法令等の手続**

　事業計画の認定時においては、関係法令、条例、要綱等（以下「関係法令等」という。）の調整状況を報告する必要があります。関係法令等及び関係部署窓口については、別表を参考にしてください。ただし、別表についてはあくまでも例示であり、各事業者の責任の下で関係法令等を確認することが必要です。

　なお、都城市における再生可能エネルギー担当部局は次のとおりです。

都城市環境森林部環境政策課環境政策担当

電　話：0986-23-2130　ＦＡＸ：0986-23-2641

E-mail:seikatu@city.miyakonojo.miyazaki.jp

**（２）地域との関係構築**

　事業者等は、関係法令等を遵守するほか、設置区域及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）の防止に努めるとともに、地元住民との良好な関係を保つよう努めてください。

地元住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき住民の範囲、具体的コミュニケーションの方法については、概ね次の表のとおりです。具体的には市と相談して検討する必要があることから、計画初期段階から積極的に相談するように努めてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 配慮すべき住民の範囲 | 原則として、設置区域に係る自治公民館等及び隣接する自治公民館等並びに設置区域に隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者を対象とします。  ただし、設置区域の状況によっては水利権者等の関係団体を対象に含める場合もあります。 |
| 具体的コミュニケーションの方法 | 事業者等は、事業の施工内容等について地元住民へ説明会等を開催するとともに、地元住民の理解を得るように努めてください。設置区域の状況によっては、市への相談の際、地元住民以外への説明の実施を求める場合もあります。  地元住民等へ説明会等を開催したときは、説明会の概要が分かる資料等を市へ提出してください。 |

　なお、国のガイドラインでは、地域住民の理解促進の仕組みの一つとして、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に規定する市町村の基本計画に則り、地元住民との意識形成の下、地域への利益の還元を伴う事業を行うことが参考として示されています。当該基本計画については、都城市農政部農政課が策定しています。

（地元住民等へ説明会の内容）

　地元住民等の理解を得るため、説明会開催の際は概ね以下の内容について説明を実施してください。

|  |
| --- |
| 発電事業の概要（設置区域の位置、敷地面積、発電能力、工事着手予定日、工事完了予定日、運転開始予定日）、環境保全対策、防災対策、緊急時の対応　等 |

また、事業者等は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元住民と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるように努めてください。

**（３）設計・施工時における周辺環境への配慮**

　太陽光発電設備に係る騒音、電波障害、光害等に関して、都城市独自の条例はありませんが、長期的な地域との共生の観点から、周辺環境への影響を考慮した設計を実施するよう努めてください。太陽光発電設備の設置後に地元住民により太陽光発電設備に起因すると考えられる障害の申出があった場合、速やかに現状を確認するとともに障害の解消に向けて適切な措置を講じてください。

　出力20kW未満の太陽光発電事業者は、FIT法上は標識掲示義務の対象外ですが、緊急時に速やかに連絡を取れるようにする必要があることから、事業情報の掲示に努めてください。

７.太陽光発電設備の適切な管理

事業者等は、太陽光発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行ってください。

（１）管理看板の設置

太陽光発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、事業者等に連絡を取ることができるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、太陽光発電設備の発電出力、事業者等の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置してください。

（２）敷地内への立入防止

事業者等は、太陽光発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることのないよう、フェンスを設置するなどの安全対策を講じてください。

（３）太陽光発電設備敷地内の除草及び清掃

太陽光発電設備の敷地内は、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行ってください。

（４）太陽光発電設備が破損した場合の対応

自然災害その他の事由により太陽光発電設備が破損した場合、事業者等は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去してください。

（５）太陽光発電設備を撤去する場合の対応

太陽光発電設備を撤去する場合は、関連法令に基づいて、速やかに適正な処理を行ってください。

（６）太陽光発電設備を廃止した場合の対応

太陽光発電設備を廃止した場合は、その跡地について、現況復帰に努めるなど、適切な措置を講じてください。

（７）事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置を講じてください。

８.発電事業終了後の発電設備の処理

事業者等は、発電事業終了後の周辺地域の環境及び地元住民に配慮した太陽光発電設備の処理を行ってください。

９．関係機関への情報提供

市は、事業者等が設置事業を行うに当たり、関係法令等に定める義務を遵守しないときは、国のガイドラインの規定により、再生可能エネルギー発電設備認定申請時に必要な法令等の手続が適切に行われていないものとみなし、経済産業大臣へ情報を提供します。

10.市の施策への協力

事業者等は、市が求める場合には、設置した太陽光発電設備の発電量等の数値について報告してください。

問合せ先

都城市環境森林部環境政策課

環境政策担当

電　話：0986-23-2130

ＦＡＸ：0986-23-2641

E-mail:seikatu@city.miyakonojo.miyazaki.jp

別表１

太陽光発電設備の設置に係る関係法令等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 主な関係法令等 | 管轄 | 関係部署 | 電話番号 |
| 1 | 国土利用計画法に基づく土地売買等届出 | 市 | 都市計画課 | 0986-23-2762 |
| 2 | 都市計画法に基づく開発許可  （※太陽光発電設備（非建築物）は対象外） | 県 | 建築住宅課  宅地審査担当 | 0985-26-7195 |
| 市 | 建築対策課 | 0986-23-2584 |
| 3 | 河川法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可 | 県 | 河川課水政担当 | 0985-26-7184 |
| 4 | 港湾法に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可 | 県 | 港湾課港政担当 | 0985-26-7188 |
| 5 | 海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可 | 県 | 港湾課 | 0985-26-7188 |
| 6 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 | 県 | 砂防課 | 0985-26-7187 |
| 7 | 砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可 | 県 | 砂防課 | 0985-26-7187 |
| 8 | 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可 | 県 | 砂防課 | 0985-26-7187 |
| 9 | 景観法に基づく届出 | 県 | 都市計画課  県土美化推進担当 | 0985-26-7191 |
| 市 | 都市計画課 | 0986-23-2762 |
| 10 | 農業振興地域の整備に関する法律  農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続 | 県 | 農村計画課  農業振興担当 | 0985-32-4464 |
| 市 | 農政課 | 0986-23-2768 |
| 11 | 農地法  農地法に基づく農地転用許可 | 県 | 農村計画課  農地調整担当 | 0985-32-4464 |
| 市 | 農業委員会 | 0986-23-7868 |
| 12 | 森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続  ※伐採・造林が市 | 県 | 自然環境課 | 0985-26-7163 |
| 県 | 北諸県農林振興局 | 0986-23-4508 |
| 市 | 森林保全課 | 0986-23-2152 |
| 13 | 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可 | 県 | 文化財課 | 0985-26-7251 |
| 市 | 文化財課 | 0986-23-9547 |
| 14 | 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 | 県 | 環境管理課  水保全対策担当 | 0985-26-7085 |
| 15 | 自然公園法に基づく工作物新築許可等 | 県 | 自然環境課  自然公園室  自然公園担当 | 0985-44-2624 |
| 16 | 自然環境保全法に基づく工作物新築許可等 |
| 17 | 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等 |
| 18 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可 | 県 | 自然環境課 | 0985-44-2624 |
| 県 | 北諸県農林振興局 | 0986-23-4508 |
| 19 | 環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 | 県 | 環境管理課 | 0985-26-7082 |
| 20 | その他の法律・条例に係る手続 | | | |
| 水質汚濁防止法 | | 県 | 環境管理課  水保全対策担当 | 0985-26-7085 |
| 宮崎県立自然公園条例 | | 県 | 自然環境課  自然公園室  自然公園担当 | 0985-44-2624 |
| 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例 | |
| 建築基準法（建築行為）（※太陽光発電設備（非建築物）は対象外） | | 市 | 建築対策課 | 0986-23-2584 |
| 大気汚染防止法 | | 県 | 環境管理課  大気・化学物質担当 | 0985-26-7085 |

※この一覧は、太陽光発電設備設置に関する関係法令等のうち、主なものについて表記したものであり、全ての関係法令等を表記しているものではありません。